

随意契約によることとした理由

1 件名

平和大通り公園（仮称）の利活用のための社会実験業務

2 品名又は業務概要

本市では、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージについて」に基づき、官民が連携し、平和大通りの魅力や価値を高める整備及び利活用を進めることとしている。

本業務は、平和大通り公園（仮称）における利活用の幅を広げ、ポテンシャルを引き出すとともに、利活用のためのルール（案）の検討に反映できるよう、実際に利活用を実施することによって得られるデータを蓄積・分析するため、平和大通り公園（仮称）を活用した屋外でのにぎわいや魅力創出の取組など、令和4年度に開催したワークショップで取りまとめた利活用のアイデアを社会実験として実施するものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島県広島市中区土橋町7番1号

(2) 商号又は名称

株式会社中国新聞社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

5 随意契約によることとした理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

公募の結果、1者から提案があり、「平和大通り公園（仮称）の利活用のための社会実験業務公募型プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。